

監査品質に関する報告書 2017

PwC京都監査法人

監査品質に関する報告書 2017

PricewaterhouseCoopers Kyoto

目次

PwC京都監査法人の基本理念	2
マネージングパートナーからのメッセージ	4
アシュアランスリーダーからのメッセージ	6
組織とガバナンス体制	
PwCグローバルネットワークの組織	10
PwC京都監査法人の組織体制とガバナンス体制	12
監査の品質管理体制	
品質管理担当パートナーからのメッセージ	16
PwCグローバルネットワークの品質管理	18
監査の実施	20
監査品質を支援する体制	24
不正リスクへの対応	25
監査契約の新規締結および更新	26
職業倫理と独立性	26
監査におけるテクノロジー活用	28
情報セキュリティ	30
品質管理システムのモニタリング	31
人材育成	
人材育成方針	34
戦略的な人材配置	34
グループ制によるコミュニケーション	35
研修と経験	35
人事評価	37
監査法人のガバナンス・コードへの対応状況	
ガバナンス・コードへの対応状況	40
上場企業被監査会社	44
法人概要	44

PwC京都監査法人の基本理念

「信頼の絆」

私たちの仕事は、皆様からの信頼をいただいて成り立っています。信頼は期待につながり、私たちの監査報告書やその他の全ての報告書や日常の仕事について安心していただけることが期待に応えることと考えています。信頼は人に対してのものであり、その人の作り出すものに対してです。また信頼の絆は外部とのつながりが強調されますが、内部でもとても大切なものです。

「人のために」

仕事は何のためにあるのかと言えば、人のために役立つことがあります。人のために何ができるのかという思い、情熱が仕事の原点になっています。人と共に育ち、人と共に歩む法人です。プロフェッショナルというのは、自分のためではなく人のために働く専門家のことを言います。私たちは真の意味で良きプロフェッショナルであり続けたいと考えています。

「謙虚に」

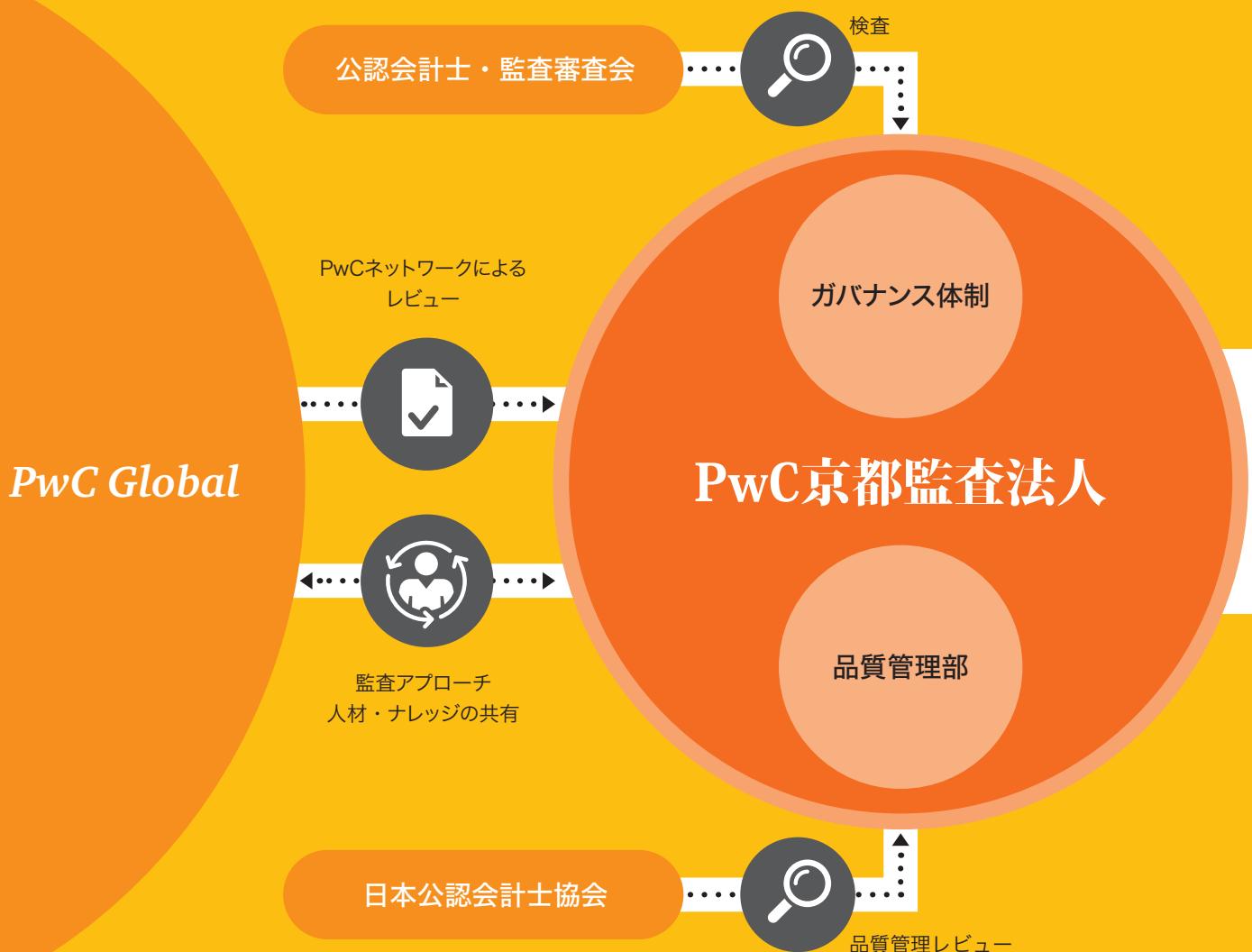
期待を受けつつ一生懸命仕事をしていてもまだ向上の余地があり、ミスが生まれるものです。自分たちの仕事に誇りを持ちながらも、それだからこそさらに向上する余地を探して常に問題があると考え続けていきたいと考えています。他の方からの指摘もあれば喜んでそれを受けさらに改善していきたいと考えています。

謙虚な姿勢が向上を呼び、傲慢な姿勢は退潮につながると考えています。

ゴールは最高の仕事ですが、それは毎日の一つ一つの改善があってこそと考えています。

「チームワーク」

仕事は一人でできるものではありません。いつもチームの仲間を尊敬し、人を大切に接し、よくコミュニケーションすることがとても大切だと思っています。



金融資本市場



市場における役割

監査のプロフェッショナルとして高品質な監査業務を通じ、投資家や被監査会社等の幅広いステークホルダーの期待に応え、経済の健全な発展に貢献します。

保証

問



経営者



企業



監査役等



投資



情報



投資家

マネージングパートナーからの メッセージ

監査品質に関する報告書を 出すにあたって

マネージングパートナー
松永 幸廣

私たちが存在する意義

当法人は2007年にみすず監査法人（旧中央青山監査法人）が自主解散したことにより、誕生いたしました。皆様に大変なご迷惑をおかけしたと同時に本当に多くのご支援もいただきました。本当に感謝しております。

広く社会からの信頼をいただき、そのため品質を第一に考えることは、私たちの出発点であり、存在する意義であると考えております。

1955年に宮村久治という公認会計士が京都の地で創業した事務所は私たちに引き継がれています。宮村が結んだ「信頼の絆」をしっかりと広め、深めたいと考えています。

監査の品質とは何か？

私たちの仕事は投資家や社会の皆様に安心・安全を提供することと考えています。監査の仕事では重要な不正を見逃さないことが求められています。

企業の活動が国際的になっていることから企業の活動範囲の全てを、世界の隅々の子会社、投資先まで含めた企業グ

ループの全体を見据えての監査品質が求められていると考えています。またIT技術などの発展を受けて、企業内部の内部統制についても企業が見つけられなかった異常点の発見が求められています。

私たちの仕事はさまざまな監査対象の個別企業についてなされます。個々の品質はそうした個別企業についてのものですが、法人の品質はそうした個別企業の仕事で一つでも不備があると全体が不備と見なされることになります。法人の品質は個々の仕事についての不備を発見する能力、常に高品質の監査を継続的に作り出していく「質創造力」が求められていると考えます。

監査対象は何か？

企業を人間の身体のように感じ、全体のバランス、つながりをよく理解してどこか悪いところがないかどうかを見つけていくことが求められていると考えています。

財務諸表は過去情報ですが、それを作っていく企業の経営管理システムの内部統制や企業を取り巻くビジネスリスク、グローバルに展開していく企業の末端までの運営の仕組みを理解し、評価

し、企業そのものを監査対象として考えています。そのため企業のリスク評価を行い、リスクに対してリソースを投入していく、何らかの異常点を発見していきます。

異常点には大きく分けて2種類あり、企業の大きなプロセス（内部統制）の異常点が一つで、もう一つは会計情報の異常点になります。

大きな異常点は改善されなければ企業が開示を求められる情報になりますが、こうした投資家への開示の網羅性、適正性を見ていくことを求められています。

監査に必要なこと

会計監査人は、財務諸表を監査していますが、実質的にはその企業そのものを監査しています。そのため企業の構造や機能、リスクをよく理解していることが求められています。監査の現場力というのは、こうした企業の知見があること、それを使って異常点を発見する能力のことです、こうした「問題発見力」を上げていくことが大切です。

それを支えるのは公正な監査により社会の期待を超えて行きたいとする志とそれを支えるチームワークで、監査は一人

でやれない共同作業が多いため、コミュニケーション能力は強く求められます。

異常点の発見力のためには、懐疑心が必要で、素直な感性が重要になってきて います。懐疑心は自分に向かう時「謙虚さ」につながっていくと考えています。

チームワークは法人内部で必要なこと はもちろん、海外監査人も含んだ広い範 囲のチームメンバーとのコミュニケーションも大切であります。

監査品質向上のために

私どもはいつも自分たちの監査の至ら ない点を発見することに努め、発見した弱 点は分析し、それを改善するよう努力して います。問題の真因を見つけること、また そもそもですがその問題を発見する力を 伸ばすこととも必要となっています。

監査法人の品質は、監査チームの中でも 最低のものが法人の品質と言われるこ とが多いので、いかにチーム間のばらつ きをなくすのかについても継続的にモニ ターし、改善の努力をしてきております。

本報告書は、こうした私どもの取り組 み、活動についてご報告することを目的 にしています。



アシュアランスリーダーからの メッセージ

プロフェッショナルの集団に ふさわしい品質

アシュアランスリーダー
田村 透

人のために

PwC 京都監査法人は誰のために存在しているのでしょうか。

私たちは、「人のために働くこと」をその経営理念に掲げ、「資本市場の健全な発展に寄与すること」をその使命として、日々業務に取り組んでいます。

資本市場に参加している人およびそこに関わるすべての人のために、資本市場が安心で安全な場所となるべく、私たちは社会から必要とされる存在でありたいと考えています。

品質重視

さまざまなとの関わりにおいて信頼の絆をベースに存在している私たちは、「品質」を最優先に置いて、その継続的改善に取り組んでいます。私たちの監査を取り巻く環境や利害関係者からの期待は常に変化しており、それに確実に応え超えるべく、PwCのグローバルネットワークと緊密に連携しながら、監査品質の継続的な改善活動とそれを支える人材の育成を最優先事項として取り組んでいます。

また私たちは、独立した立場を保持しつつ、原理原則に従った判断を実践することで品質の維持向上に努めます。

品質改善の取り組み

私たちの品質改善は、標準からの乖離を「品質不良」と定義することから始まります。手続の不良、調書の不良、期日遅れの不良などの品質不良（異常）を早期に発見し、根本原因を突き止め、再発防止のためのプロセス改善と実行を推進することで、継続的な品質改善プロセスを能動的に機能させ、環境の変化に柔軟に対応できるよう心掛けています。

毎日の発見

加えて、スタッフ一人ひとりには「毎日1つ、新たな発見をしよう」と言っています。監査チームや被監査会社との日々のやりとりの中で、相手の気付かない新たな発見や気付きを得、それを相手に伝えることで、相手にとっても、また自分にとっても新たな学びを得ることができます。このプロセスは人の話を聴く

力、現場を観察する力、異常を発見する力、全体を把握する力や変化に対応する力などを養い、双方の自然な成長を促すと考えています。また同時に、このプロセスそのものが法人の品質改善プロセスの一部であると考えています。

最後に

社会の成長のため持続可能な開発目標（SDGs）などの取り組みと並行して統合報告による説明期待が勢いを増す一方、フィンテック、ブロックチェーン、IoTなど、テクノロジー主導の変革が将来への不確実性を高めていることも事実です。私たちPwC 京都監査法人は、このような経営理念と考え方を通し、社会における信頼を構築し重要な問題を解決すると同時に、スタッフ一人ひとりがやりがいをもって健全に成長してほしいと考えています。それらの活動内容を、本報告書にとりまとめました。人のために貢献できるプロフェッショナルの集団にふさわしい品質を、追求したいと思っています。



監査品質に関する報告書 2017 | PricewaterhouseCoopers Kyoto

組織とガバナンス体制



組織とガバナンス体制

PwC グローバルネットワークの組織

“PwC ネットワーク”とは

PwCネットワークは世界中の国々で運営されている独立したファームの集合体です。PwCネットワーク内のファームは“PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL)”のメンバーであり、“PricewaterhouseCoopers”の名称を使用することができます。

PwC京都監査法人は日本におけるPwCILのメンバーファームです。PwCネットワークのメンバーとして、各国のファームはそのナレッジやスキル、リソースを共有しています。これにより、各国のファームは国内での法制度や規制、業界実務等の知見の優位性を保ったまま、グローバルに業務を展開している企業に対しても国際的な水準の高品質のサービスを提供することが可能となります。PwCネットワークのメンバーであるということは、同時に、PwCネット

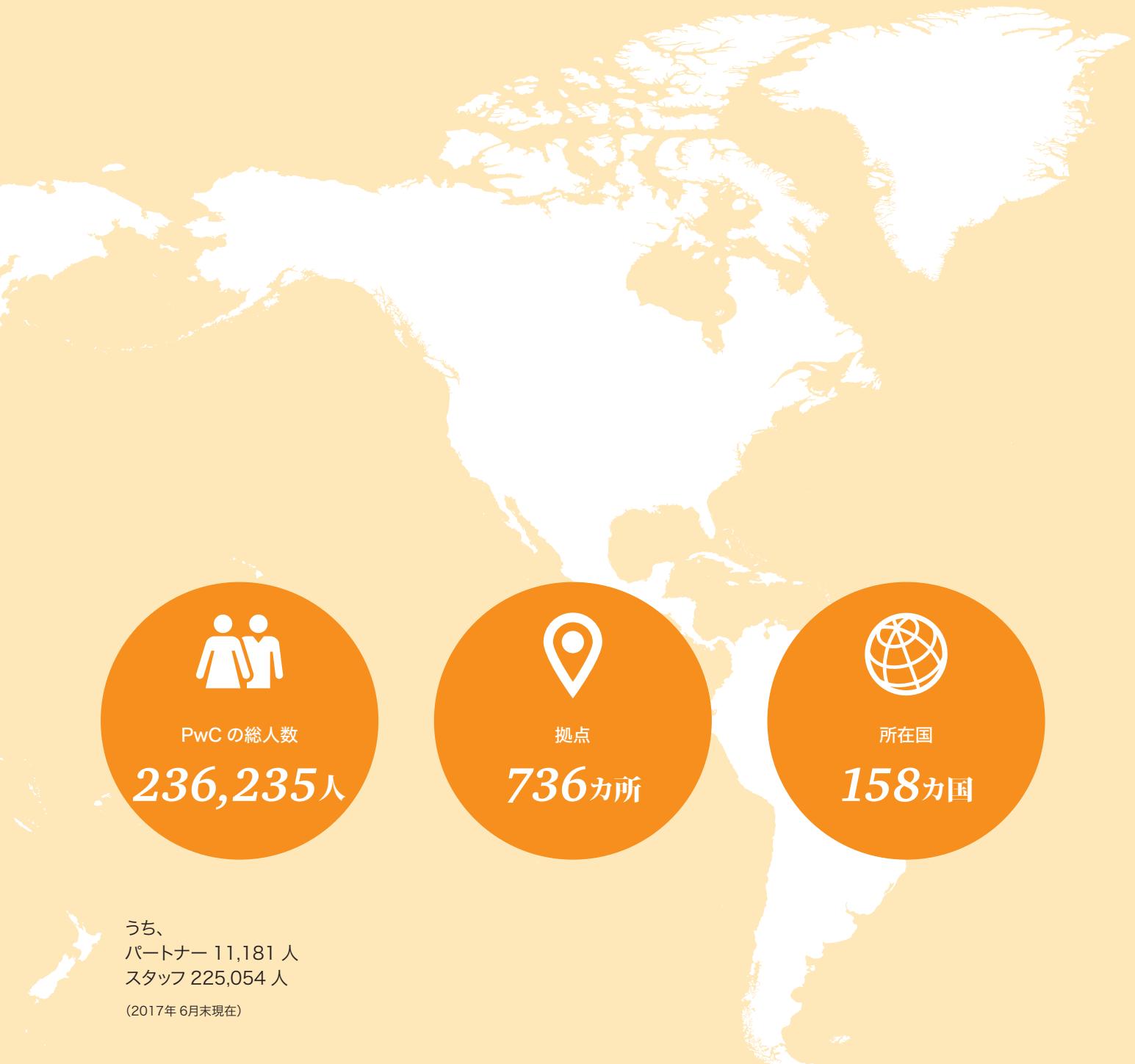
ワークで定められている共通の厳格な基準を遵守するということを意味します。各国のファームは、提供する業務内容、職業倫理、独立性、法令遵守等に関する品質管理およびそのモニタリング活動を行うことになります。PwCネットワークは、全世界158ヵ国、236,000人以上のスタッフを擁しています。

PwC ネットワークのガバナンス

各国のファームはPwCILや他国のファームの代理人として行動することはできません。また、PwCILが各国のファーム自身の専門的な判断の行使をコントロールすることはありません。

PwC ネットワークの品質管理レビュー

PwCネットワークのメンバーファームは、品質管理の仕組みがPwCネットワークの定める品質管理の厳格な基準を遵守し、効果的に機能していることについて、それを監視する責任を有しています。品質管理のシステムについては自己評価を行うだけでなく、PwCネットワークによるレビューも行われます。さらに、個別の業務についても、PwCネットワークによるレビューが行われます。これらのレビューは世界統一の仕組みで行われるものであり、Global Assurance Quality Review (GAQR) (P.31) と呼ばれています。このようにPwCネットワークによるレビューが定期的に行われることで、メンバーファームの品質管理に関する厳格な基準への遵守状況がモニタリングされます。



組織とガバナンス体制

PwC 京都監査法人の 組織体制とガバナンス体制

当法人のガバナンス体制

当法人のガバナンス体制は、全パートナーで意思決定をする社員総会、当法人の経営方針および戦略を策定・実行する経営会議、それを監視する監視委員会の3つの組織により構成されます。これに加えて、経営会議に対して公益の観点から助言・提言を行う諮問委員会を設けています。

社員総会

社員総会は、当法人の最高意思決定機関であり、法人の方針および政策に関する重要な事項を決定します。全てのパートナーで構成されています。

経営会議

経営会議は、マネージングパートナーと2名のパートナーによって構成され、業務執行の意思決定機関として機能しています。経営会議メンバーは、社員のうちから社員の互選により選出された候補者につき、総社員の過半数の同意をもって選任されます。

マネージングパートナー

マネージングパートナーは、総括責任者として当法人を代表し、経営会議メンバーを統括する他、経営会議の決定に基づき、業務を執行します。

監視委員会

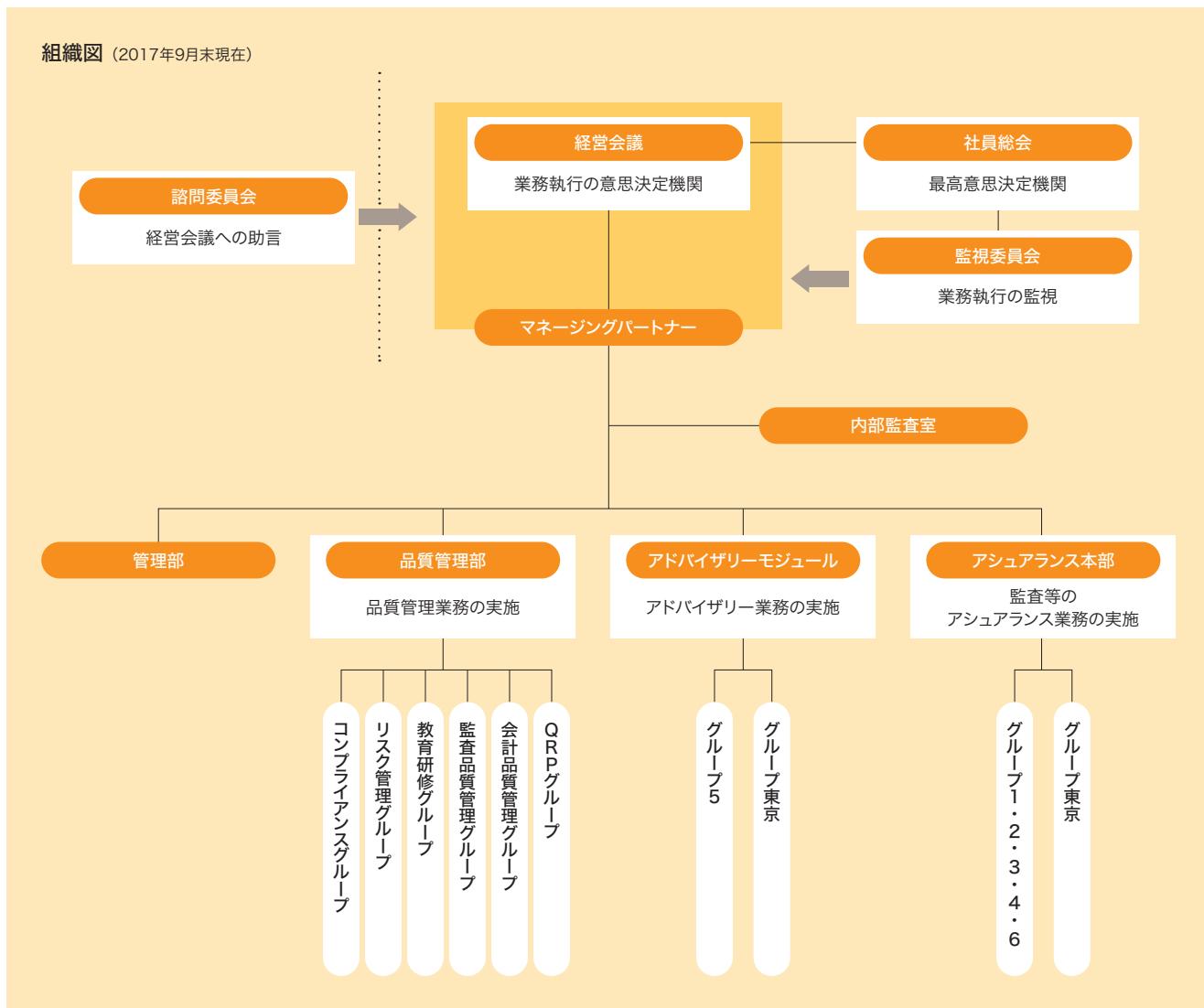
監視委員会は、マネージングパートナーまたは経営会議メンバーから法人の業務執行状況の報告を受け、経営会議議事録の閲覧などの活動を通じて、業務執行を監視します。メンバーは、経営会議メンバー以外から選出されます。

諮問委員会

諮問委員会は、社外有識者とマネージングパートナーで構成し、監査品質を高めるための取り組みを監督し、経営会議に助言・提言を行います。公益を代表する社外有識者の目線を法人運営に取り入れることで、透明性の確保と説明責任の強化を図り、監査品質を向上させることを目的としています。社外有識者は、経営会議の決議により選任されます。

資本市場の参加者等との対話

当法人は、監査業務の意義と監査法人としての責任を自覚し、被監査会社の株主、投資家、従業員、債権者、規制当局、そして広く社会の方々の期待を受けていることを常に意識し続け、特に正しい財務報告を通じて、健全化に資する機能を果たしているかの確認を忘れないようにならねたいと考えています。規制当局との意見交換等や被監査会社の監査役等との対話に加えて、機関・個人投資家、株主を含む金融資本市場と被監査会社との間で、IR活動や情報発信をサポートしている大手証券会社系のIRコンサルティング会社といった資本市場参加者との対話によるフィードバックから得た有益な情報を監査品質の改善のための組織的な運営に活用しています。



社外有識者（諮問委員会）(50音順)



公認会計士
日本カーバイド工業株式会社監査役
元旭硝子株式会社
常務執行役員および常勤監査役

梅本 周吉



京友商事株式会社会長
元株式会社京都銀行
専務取締役

小林 正幸

監査品質に関する報告書 2017 | PricewaterhouseCoopers Kyoto

監査の品質管理体制



監査の品質管理体制

品質管理担当パートナーからのメッセージ

PwC 京都監査法人の 基本理念は信頼

品質管理担当パートナー

花井 裕風



PwC京都監査法人の品質管理は、品質管理の専門家として有名なデミング博士の考え方を取り入れて、以下の目的を達成することを目指しています。

1. 求められている製品を特定する。
2. その製品を作るプロセスをデザインする。プロセスは経済的、迅速かつ標準的でなければならない。
3. 製品をテストしてプロセスを改善する。

PwC京都監査法人の品質管理の特徴

これらの目的を達成するために、オーピンでフラットな法人組織の強みを生かして、品質管理部はバックオフィスとして、監査チームと双方向のコミュニケーションを取りながら、リアルタイムにサポートとモニタリングを実施することで、実効性のある品質管理活動を展開しています。また、品質管理の考え方を取り入れ、自工程完結により、業務実施段階における品質の作り込みに力点を置いています。

例えば、外部の規制当局等による検査・レビューは、品質管理の目的にある製品のテストとして捉え、その指摘事項への対応として、PwCとして一貫した手

法により、根本原因（真因）を分析・識別して、監査のプロセスそのものの改善を図ります。そのために以下の方法を骨子としています。

- 構成員の採用・教育において、コミュニケーションを重視する。
- 独立した立場で、公正に企業のプロセス（内部統制）を理解し、テストを行い、評価する。
- 監査のプロセスをモニタリングし、標準からの乖離や遅れを異常として是正する。

個別の監査業務における担当者の監査品質に対するマネジメント能力を向上するため、詳細な計画に基づく事前指導、綿密なスケジュールに基づく作業の平準化とタイムリーな監査調書の作成、監査プロセスの標準化と見える化を重視しています。

不正リスクへの対応

不正リスクを考慮して、業務の受入および更新に伴うリスク評価を検討しています。また、職業的懐疑心を発揮するための不正事例の研修を毎年実施しています。監査役等とも適切に連携して、不正リスクに適切に対応できるよう、監査業務に係る方針および手続を定めるととも

に、監査事務所内外からもたらされる情報に対処する方針を定めています。

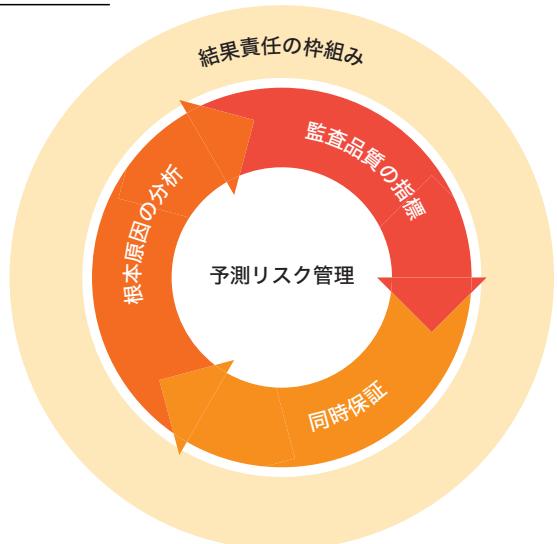
継続的な品質改善活動

品質改善活動として、PwCネットワークのサポートも受けながら、毎年改善計画を立案・実行しており、以下のような対応を継続的に実施しています。

- 監査品質に対するマネジメント能力の比重を重視した評価方針の明確化とタイムリーなフィードバック
- 監査業務の自己点検作業、監査チーム以外のメンバーによる監査実施段階におけるレビュー、QRP（クオリティー・レビュー・パートナー）による重点審査を含むモニタリングの強化
- PwCネットワークのリソースの積極的な活用

PwC京都監査法人の基本理念は信頼であり、監査業務の意義と監査法人としての責任を自覚し、監査の絶対品質を確保することにより、ディスクロージャー制度の社会的信頼を確保・発展させることを目指しています。

PwC グローバルネットワークの品質管理



PwC グローバルが主導する品質改善活動は、監査業務の品質の問題が発生する可能性のある領域を早期に識別して改善するための強力な枠組みを提供するとともに、それらの問題の根本的な原因を識別するための標準プロセスを提供します。監査業務の品質の問題には、結果責任の観点からの対応が必要になります。

PwC グローバルネットワークでは、メンバーファームの監査業務の品質を継続的に向上するために、以下の取り組みをグローバルで推進しています。

根本原因の分析 (Root Cause Analysis)

PwC として一貫した手法により、外部の規制当局等の検査・レビューを受けた業務を対象として、プロセスレベルでの品質向上のために改善が必要となる問題点を識別するために、関連する監査基準、監査チーム、データについて詳細な分析を実施します。これには監査チームへのインタビュー、監査調書のレビューも含まれます。

監査品質の指標 (Audit Quality Indicator)

監査業務の品質における潜在的な問題点を早期に発見するために、監査品質と相関関係のある指標を抽出して分析しています。必須研修への出席率、スタッフ等の採用・退職率・稼働率、パートナー・マネージャーの関与割合、期末日前の監査時間発生割合、外部検査・内部レビュー結果等22の指標を選定しています。

結果責任の枠組み (Accountability Framework)

業務評価は監査品質に対するマネジメント能力を最重視した人事評価方針を明確化するとともに、外部の規制当局等の検査・レビューに係る結果責任を人事評価に反映しています。

同時保証 (Real Time Assurance)

効率的かつ効果的に監査業務の品質をモニタリングするためのレビュー・ツールを意味しており、監査業務の自己点検作業、監査チーム以外のメンバーによる監査実施段階におけるレビュー等を実施しています。



監査の実施

当法人の監査アプローチ “PwC Audit”

当法人の監査チームは、監査業務実施にあたり、わが国の監査の基準ならびにPwCが世界で共通して採用する監査アプローチであるPwC Auditに準拠しています。PwC Auditは、国際監査基準（ISA）に基づいて策定されており、これに加えて、PwCとして培ったノウハウを基にして開発された具体的な方針およびガイダンスが設けられています。

PwC Auditによる監査アプローチにおいて、基本的かつ最も重要な要素は適切な監査リスクの評価です。当法人では、監査計画の立案時に始まり、監査報告書を発行するまでの全過程を通じ、継続して監査リスクの識別および評価を行い、これに適切に対応した監査手続を実施します。適切な監査リスクの識別およびその評価を行うため、当法人では、被監査会社の事業プロセスについて上流から下流まで一貫して理解することを重視しています。こうした徹底した理解に基づく監査リスクの識別およびその評価を行うことにより、当該被監査会社固有の事実と状況に応じた適切な監査手続を実施することが可能となります。また、このような

事業プロセスの理解を通じて被監査会社のさまざまな情報を適切に集め、裏付けることは、適切な職業的懐疑心を発揮し、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別するための礎となります。

監査チーム内の コミュニケーション

当法人では、監査チーム内の風通しの良いコミュニケーションを重視しています。監査計画立案時には、監査責任者を含む監査チームメンバー間で、被監査会社の事業環境および事業プロセス、これに関連する監査リスクの認識（不正リスクを含む）に関する理解を共有するとともに、リスク対応手続の種類、実施時期およびその範囲について理解を共通化するためにはキックオフミーティングを開催します。また、監査における主要な段階において、監査責任者と監査チームメンバーが意見交換し、被監査会社および監査リスクに関する理解を更新し、その時点で入手した監査証拠を評価し、監査計画の変更の要否を検討します。さらに、課題に直面した場合、各人が一人で悩まず、監査チームメンバー間で相談し、解

決することとしています。当法人において、監査責任者には、監査チームメンバーに対してオープンな姿勢で接し、監査チームメンバーからの相談に真摯に応じることが期待されています。こうした双方のコミュニケーションによって、監査チームとして不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を適切に識別することが可能となり、また、実務を通じた監査チームメンバーの成長を促進します。

監査チームの編成

監査チームの選任

監査責任者を含む監査チームメンバーの選任は、各人の独立性の遵守状況、業務のリスク、必要な知識および経験、能力、十分な時間の確保、品質管理レビュー結果および外部機関による検査の結果などの事項を踏まえ、厳正かつ公正な監査を実施するために必要な人材を確保するという観点から実施しています。

監査責任者は、当法人の業務執行責任者選任に関する方針および手続に従い、アサイン委員会にて、被監査会社の事業、業界の状況に精通しているか、監査上のリスクに対して経験、能力が十分か、さらには

長期的な人材の育成の観点も勘案し、相
当と認められるパートナーを監査責任者
予定者として選任案を作成した上で、経営
会議において決定しています。なお、同一
企業の監査業務を担当する監査責任者が
全員交代した場合、不正リスクを含む監査
上の重要な事項が適切に伝達されるよう
方針および手続を定めています。

また、主査および監査チームメンバー
の選任は、各個人の評価結果や個人面談
を通じて収集した業務の経験や将来の希
望も踏まえて検討し、業務のリスクに対
応した知識、経験および能力が十分かど
うかなどの観点の他、人材を育成する
という観点からも実施しています。

監査責任者、主査(チームマネージャー) および監査チームメンバーの役割

監査責任者

監査責任者は、個々の監査業務におい
て実施した監査手続の査閲および評価、
文書化の適正性および適時性、導かれた
結論について全般的な責任を負います。
その責任を果たすために、監査責任者
は、監査の全過程を通して、監査リスク
の識別、評価およびその対応が適切か否
かについて、積極的かつ徹底的に監査
チームの監査に関与し、適切な監査手続
の実施およびその文書化を指導します。
また、当法人において監査責任者には、
継続的な品質向上を目指す原動力となる

ことが求められます。

主査(チームマネージャー)

主査は、監査責任者を補佐します。主
査は、監査の全過程にわたって関与し、
監査リスクの識別およびその対応の適正
性の確保など、適切な監査の実施および
文書化の規範を示します。そして、主査
は、監査責任者と共に、実施した監査手
続および関連する監査調書が適時に査閲
されるよう調整します。また、他の監査
チームメンバーがすでに実施した監査手
続の種類、範囲および得られた心証を検
討し、自らの当該監査業務に対する理解
と整合的であることを確認します。

監査チームメンバー

監査チームメンバーは、監査計画に基
づき、適切に職業的懐疑心を発揮しなが
ら監査手続を実施します。実施した監査
手続で生じた重要事項や問題点について
は主査に適時に報告し、討議します。主
査の査閲に先立ち、自己の実施した監査
手続および関連する監査調書を見直しま
す。

監査業務の審査

全ての監査業務について、監査計画の
立案、監査の実施過程、監査判断の過
程、監査の完了段階まで、監査チームと
並行して審査担当者であるQRP（クオリ

ティーレビューパートナー）による重要
事項、重要判断の審査を実施しています。

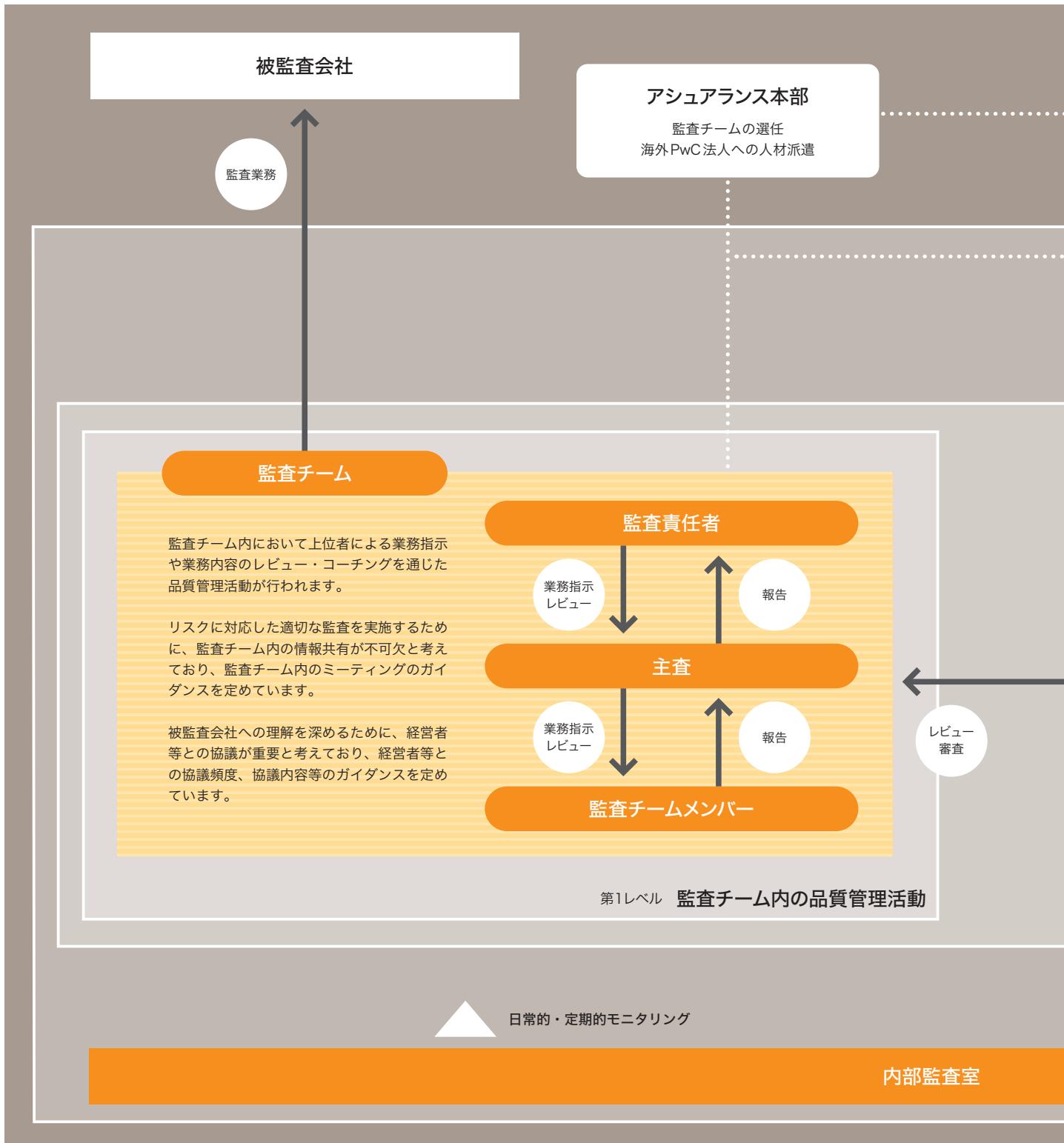
審査担当者は、監査チームから独立し
た立場で、チームミーティングに参加
し、監査責任者とディスカッションをし
て、責任ある審査を実施しており、審査
担当者の審査が完了しなければ監査報告
書は発行されません。

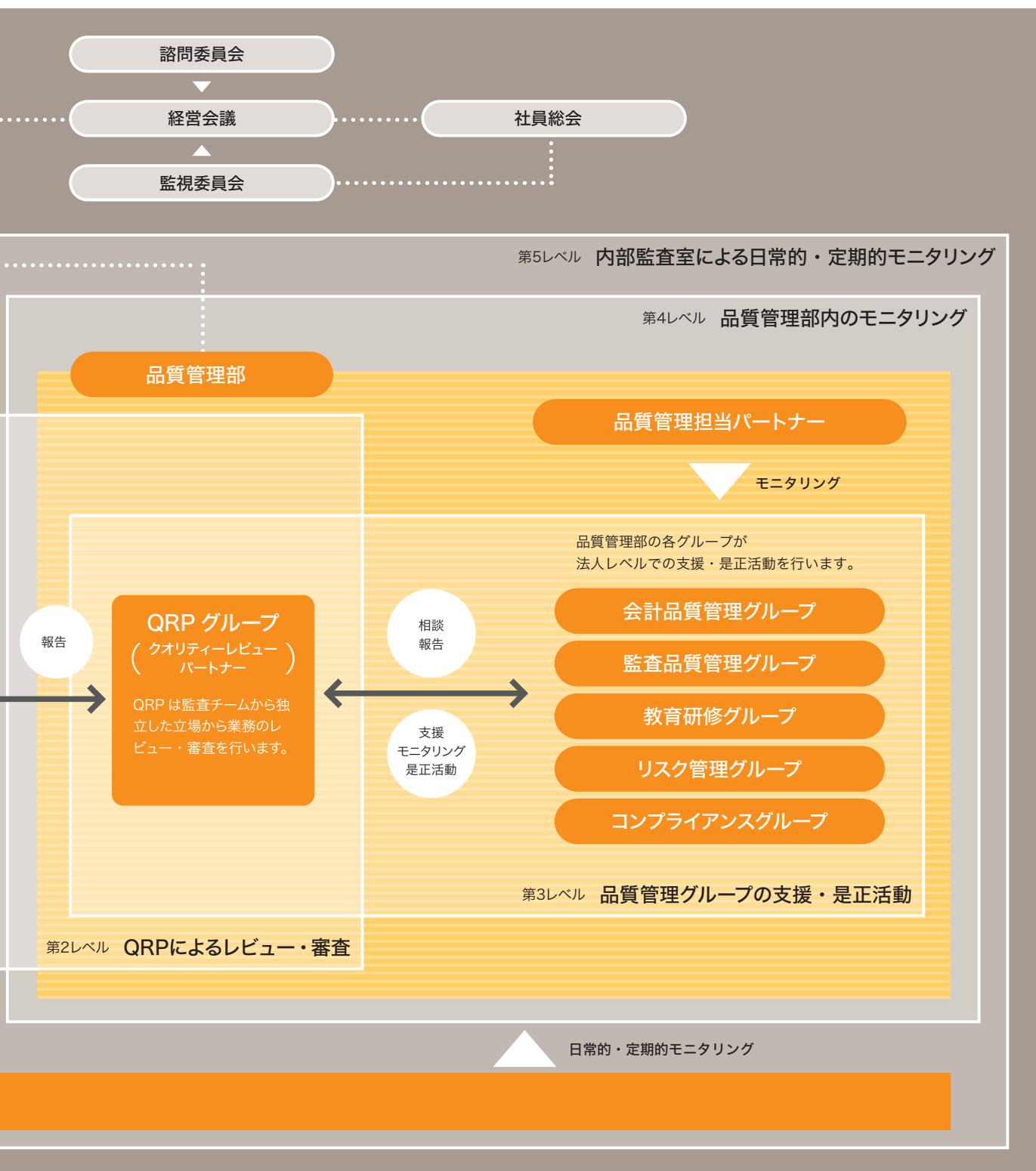
審査担当者は、当法人の審査担当者の
選任に関する方針および手続に基づき、
監査業務の豊富な経験や専門能力のある
パートナーのうち、その職責を果たすた
めの適性、能力のある者が選任されま
す。その選任にあたっては、アサイン委
員会が候補者を選定し、経営会議で承認
することにより、審査担当者の客観性を
確保しています。

また、審査担当者には、適切な審査を行
ううえで必要とされる行動に関する研
修を受講する義務が課せられています。

品質管理部に対する専門的な見解に関
する問い合わせにおいて、監査チームと
審査担当者との間に見解の相違が生じた
場合、または監査責任者と審査担当者との
間の監査上の判断の相違が生じた場合
は、リスク管理担当パートナーがその内
容を検討し、その相違に対処し解決して
います。

監査の品質管理体制





監査の品質管理体制

監査品質を支援する体制

当法人の品質管理全般を監視し、また、個々の監査業務等の品質管理のために、監査チームを支援する組織として品質管理部を設置しています。

専門的な見解に関する問い合わせ

当法人は、高品質な監査を行うため、品質管理部が監査チームに専門的な見解を提供しています。監査チームは業務において、難しい問題に直面した場合、監査上の取り扱いを決定する上で、品質管理部に専門的な見解を求める。

理部には、各専門領域および実務に精通した担当者が所属しており、各監査チームからの専門的な見解に関する問い合わせに適時に対応しています。品質管理部は、専門的な見解を示すために、必要に応じて監査チームと十分に議論を行い、個別の監査業務の状況を適切に理解して見解を示します。

品質管理部

リスク管理グループ	当法人の品質管理全般のモニタリングを行い、被監査会社および個々の監査業務のリスク情報をレビューします。また、被監査会社および個々の監査業務の不正事案を含むリスク管理上の問題についての問い合わせに対して、専門的な見解を示します。必要に応じて業務遂行上の留意事項について各監査チームに問い合わせを行い、問題点の早期発見・解決に努めています。
監査品質管理グループ	当法人の監査業務の実施に関する方針および手続を適切に実施するために、それらの問い合わせに対して、専門的な見解を示します。必要に応じて、監査上の留意事項を業務担当者に配信しています。また、監査サポートシステム等の各種監査ツールを整備し、有効かつ効率的な監査の実施をサポートしています。
会計品質管理グループ	特定の会計事象の問い合わせに対して専門的な見解を示します。また、最新の会計情報を収集し、新たな会計基準等の導入を支援する業務担当者をサポートしています。
教育研修グループ	PwC グローバルネットワークのカリキュラムに基づく研修の他、当法人固有の研修を企画し、より実践的かつタイムリーナ研修を提供しています。
コンプライアンスグループ	独立性の保持、法令の遵守およびコンプライアンスの確立のための取り組みを行い、監査業務における問題の早期発見に努めています。
QRP グループ	個々の監査業務のレビューおよび審査手続を決め、レビューおよび審査を行うとともに、レビューおよび審査状況をモニタリングしています。

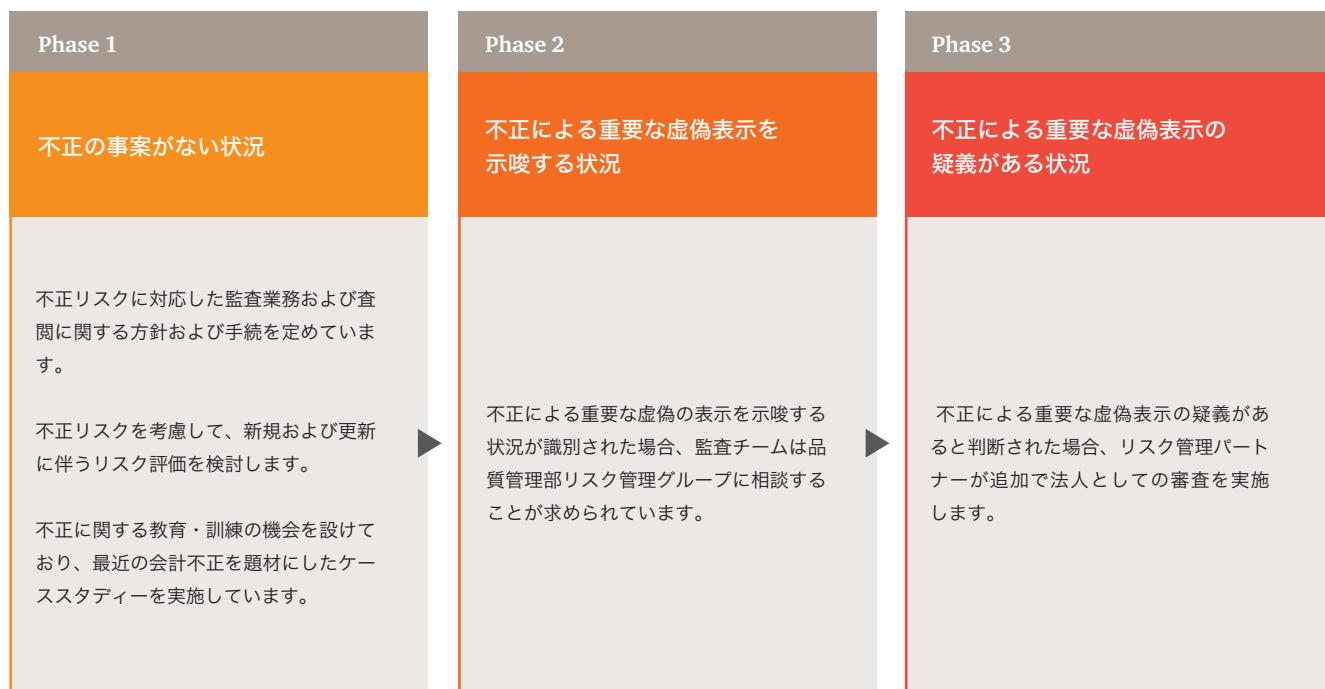
不正リスクへの対応

わが国の「監査基準」（企業会計審議会）において、「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懷疑心を保持して監査を行わなければならない」と定められています。また、「監査にお

ける不正リスク対応基準」（企業会計審議会）においても、不正リスクに適切に対処する上で、職業的専門家としての懷疑心（職業的懷疑心）が重要であることが強調されています。当法人では、監査

チームが職業的懷疑心を発揮できるよう、不正による重要な虚偽表示の疑いの程度に応じて、公認不正検査士の有資格者を含め、監査チームを支援する体制を構築しています。

不正リスクへの対応体制



監査ホットライン

PwC 京都監査法人は、ホームページに監査ホットラインを開設し、内外からの不正に関する情報を活用しています。なお、通報者の保護のため、情報の取扱いには十分に留意しています。

監査契約の 新規締結および更新

契約の新規の締結および更新

当法人は、わが国における監査の基準およびPwCネットワークの被監査会社の受入・継続に係る評価基準を遵守するよう受入・継続の方針を定めています。当法人は、この方針に基づき、契約の受入にあたり、当法人が適性および能力を有しているか、新規の関与予定企業と当法人（パートナー・職員を含む）の独立性などの利害関係、当該企業の評判、経営者の姿勢、ガバナンスや内部統制の状況、会計・監査上の問題の有無等のリスク評価を実施しています。

非監査業務の提供と制限

当法人は、監査業務で培ったノウハウをもとに、非監査業務を提供することにより、企業が抱える課題を解決し、企業価値の向上に貢献できると考えています。

非監査業務の提供にあたっては、独立性への抵触や利益相反を引き起こす可能性があります。そのため、非監査業務を提供する前に監査業務との同時提供が禁止されている業務に該当しないか確認しています。また、利益相反が生じる可能性のある状況が識別された場合には、当該状況を解消または緩和するために一定のセーフガードを適用しています。

職業倫理と独立性

職業倫理

当法人は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則に対応して、行動規範を定めています。当該行動規範および関連するガイダンスには、職業倫理、独立性に加えて、マネーロンダリング防止、公正競争阻害行為防止、贈収賄防止、機密保持、反社会的勢力への対応およびインサイダー取引防止など幅広い場面に対応する規定が設けられています。

独立性

監査人は、株主、投資家など幅広いステークホルダーの利益に資するため、被監査会社から独立した立場から財務諸表の監査を実施します。当法人では、独立性に関する方針のなかで、当法人ならびに当法人のパートナーおよび職員に対して、精神的な独立性を保持することを要求するとともに、外観的独立性を保持するために必要となる方針および手続を設けています。これらの方針および手続は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則や独立性に関する指針、さらには、PwCがグローバルで採用する独立性の方針（PwC Global Independence Policy）から構成されています。

被監査会社の網羅的な把握

独立性の諸規則を遵守するためには被監査会社を網羅的に把握する必要があります。当法人では、PwCネットワークで共有するデータベースに全ての被監査会社を登録することによって、独立性を保持すべき被監査会社の情報を、当法人のみならずPwCネットワーク内で相互に把握できる体制を整備し、運用しています。

法人としての独立性

当法人は、物品やサービスの購入、外部企業や個人と共同事業等のビジネス上の関係を展開する場合、取引の内容および取引の可否について事前にコンプライアンスグループの承認を得るとともに、独立性の問題が生じていないことを定期的に確認しています。

個人の独立性

当法人のパートナーおよび職員は、年次のコンプライアンス確認手続において、独立性に関する事項を含む職業倫理に関する方針および手続を理解し遵守していることを確認しています。これに加えて個々の監査業務に従事する際に、

パートナーおよび職員が被監査会社に対する金銭的利害関係や身分上の利害関係の制限に抵触していないことを確認しています。当法人は、パートナーおよび職員の執務時間報告システムを用いて、個々の監査業務における個人の独立性確認を確実に実施する体制を整備し運用しています。また、パートナーとマネージャー以上の職員については、保有する有価証券や、保険や年金を通じて間接的に運用する投資先等を、被監査会社データベースと連動した投資先データベースに登録することを義務付け、独立性の諸規則に抵触していないことを確認しています。さらに当法人は、毎期、抽出したパートナーおよびマネージャー以上の職員に対して、金銭的利害関係や身分上の利害関係を対象とする独立性の遵守に関する詳細な検査を実施しています。

監査担当者のローテーション

監査責任者および審査担当者については、SEC規則が適用される被監査会社を除き連続関与期間を7会計期間以内とし、再度関与するために必要なインターバル期間を2会計期間としています。また、監査責任者および審査担当者以外であっても、長期間にわたって継続して同一の監査業務に従事することに起因する

なれ合いが生じることを未然に防止するため、監査責任者を補佐する立場である主査についても、その連続関与期間を原則7会計期間以内としています。

独立性に関する法令および規則等の遵守状況

当法人は、独立性に関する方針および手続の理解と遵守を徹底するため、パートナーおよび職員全員を対象とし、独立性に関する研修を定期的に実施しています。当法人では、監査業務の提供に当たって、独立性の規則に違反する事象が生じた場合には、当該違反の原因となつた利害関係を解消し、当該違反の影響に対処することとしています。当法人が当該違反の影響に十分な対応策を講ずることが可能と判断した場合であっても、当法人は違反および対応策等について、被監査会社の監査役等と書面をもって協議し、その対処が十分であることについて了解を得ることとしています。

当法人の設立以降、独立性違反に起因する監査契約の解除はありません。

監査の品質管理体制

監査におけるテクノロジー活用

Aura (オーラ)
電子監査調書システム



Halo (ヘイロー)
データ分析ツール



Connect (コネクト)
情報交換ツール



PwC Auditにおける監査アプローチは、PwCが世界全体で全ての監査業務において使用している電子監査調書システムである「Aura」に組み込まれています。Auraによって、監査リスクおよび当該リスクに対応するために必要な手続等が明確化されています。また、Auraには、監査実施に関するガイダンスが包括的に組み込まれている他、総合的なプロジェクト管理に役立つ機能が組み込まれています。これによって、監査チームがわが国の監査の基準およびPwC Auditに準拠した監査業務を効果的かつ効率的に実施することが可能となります。

PwCのデータ利用監査ツールである「Halo」は、情報を網羅的に検証し、かつ視覚化することで、データ利用監査を実現することができます。Haloにはさまざまな業種やリスクに合わせて多数のアプリケーションが用意されています。その一つである「Halo for journals」は、コンピュータ利用監査技法 (CAAT) による仕訳データの分析をより効果的かつ効率的に、そしてより視覚的に実施する新しいツールです。また、Halo for journalsを利用することにより、従来よりも、データの検証速度が格段に上がります。

「Connect」は、被監査会社と監査チームが適時に、効率的かつ網羅的な情報交換を安全に行うためのツールです。具体的には、監査チームが、監査に関連する依頼資料などのリストをConnect上で作成することにより、被監査会社への資料依頼を行います。被監査会社は、Connectに直接アクセスし、該当資料をConnect上に保存します。

Count (カウント)
監査手続支援ツール



PwC's Confirmation
System
監査手続支援ツール



「Count」は、ウェブベースおよびアプリケーションの期末および循環棚卸立会手続を標準化するツールです。

「PwC's Confirmation System」は、確認状を安全に作成、送付、回答の入手ができるよう管理するツールです。売掛金からデリバティブ、貸付金、棚卸資産までのほぼ全てのタイプの確認状に対応します。

情報セキュリティ

監査業務と情報セキュリティ

監査業務では、被監査会社から機密情報を含むさまざまな情報を入手します。これらの情報が外部に漏えいした場合には、被監査会社に対して多大な損害を与える可能性があり、また、当法人の信頼を揺るがしかねない事態となります。特に、当法人はテクノロジーを最大限に活用した監査を推進していることから、情報セキュリティについて万全の管理体制を整備しています。

情報セキュリティ管理体制

当法人では、情報セキュリティ担当部門とIT部門が協力し、情報セキュリティの最適化に向けた取り組みを継続的に行ってています。

①組織的対策

当法人では、情報セキュリティ管理責任者および個人データ管理責任者を決めて、全社的な情報セキュリティ対策を推進しています。

②人的対策

入所時にパートナーおよび職員全員より情報の非開示に関する誓約書を受けています。定期的に情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を実施し、パートナーおよび職員の情報管理に関する知識を高め、意識の向上を図っています。

③物理的・環境的対策

当法人オフィスへの入館にあたっては、セキュリティカードを用いてアクセス管理を行っており、オフィスエリアのセキュリティを確保しています。データセンター、調書室など、特に重要な情報資産を保管するエリアについては、特別に許可された者のみがアクセスできるよう制御されています。

④技術的対策

業務に使用する当法人貸与PCのハードディスクは、高度な暗号化により保存することで情報の漏えいを防止しています。PC起動時には、暗号化解除のためのパスワードの入力が必要になっています。加えて、監査業務に使用するシステムへのアクセスにも制限を設けています

す。外部からインターネット経由で当法人の内部ネットワークへ接続するには、当法人貸与のPCの利用、IDおよびパスワードの入力が必要となっており、これらの対策により、インターネット経由での不正アクセスを防止しています。また、VPNによる暗号化通信により、通信経路からの情報漏えいを防止しています。当法人オフィス外に持ち出すPCは、PCのローカルドライブにデータを保存できない仕組みを採用し、PCの紛失・盗難時の情報漏えいを防止しています。

情報セキュリティインシデントへの対応

情報セキュリティインシデント発生においては、セキュリティホットライン（24時間対応）への速やかな報告を義務付けています。インシデント発生時には、情報セキュリティ管理責任者が関係者と協力しながら、対応する体制を整備しています。また、インシデント発生原因を分析し、再発防止策を検討することにより、情報セキュリティ対策の改善につなげています。

品質管理システムのモニタリング

当法人は、品質管理システムが有効に機能していることを確認するため、定期的なモニタリングとして、PwC ネットワークのレビュー (Global Assurance

Quality Review "GAQR") を受けています。また、外部機関が品質管理システムを確認する制度として、日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計

士・監査審査会の検査や米国公開会社会計監督委員会による検査があります。

PwC ネットワークおよび外部監督機関による品質管理のモニタリング



監査品質に関する報告書 2017 | PricewaterhouseCoopers Kyoto

人材育成



人材育成

人材育成方針

当法人では、人材育成のために以下の4項目について重点的に取り組むことにより、全ての職員がプロフェッショナルとして成長し、より高い品質の監査業務の提供を実現できると考えています。

1. 戰略的な人材配置
2. グループ制によるコミュニケーション
3. 研修と経験
4. 人事評価

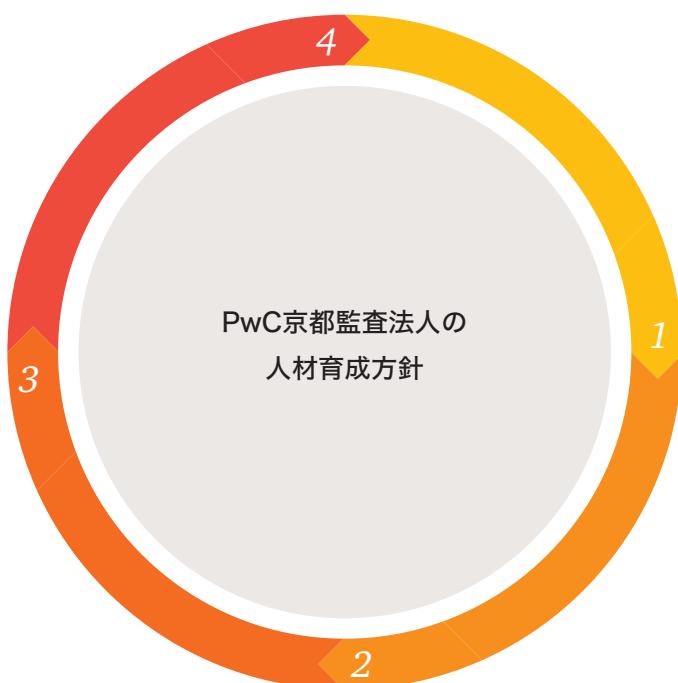
戦略的な人材配置

当法人では、パートナーからスタッフ、アソシエイトまでの全ての職員一人一人がプロフェッショナルとしての高い意識を持ち、自ら経験や知識、能力を高めることにより、監査チームメンバーが一丸となって高品質の監査業務の提供を実現できると考えており、職員の経験や能力を考慮した戦略的な人材配置を行うことにより、プロフェッショナルとして自己成長する機会を提供しています。

基本研修に加えてオンザジョブトレ

ニング、監査業務に限定されないさまざまな専門業務での経験や研修の機会を提供するとともに、海外のPwCネットワークファームとの人材交流を通じて、積極的に海外駐在員を派遣し、各職員の知識、経験、能力の向上を支援しています。

また、出産前後および育児休暇を終えた女性スタッフの時間を短縮した勤務や在宅勤務を導入し、法人に長く勤務して活躍できる機会を提供しています。



1 ● 戰略的な人材配置

職員がプロフェッショナルとして自己成長できるよう、職員の経験や能力を考慮した戦略的な人材配置を計画しています。

2 ● グループ制によるコミュニケーション

グループリーダーを中心にはじめに身近な上司や同僚とのコミュニケーションを促進し、各監査チームの実務で得た経験や知識を共有できるようにしています。

3 ● 研修と経験

常に全ての職員が監査および会計にかかる最新の知識に更新できるよう、階層別の研修やトピック別の研修を計画・実施しています。

4 ● 人事評価

品質管理能力を最重視した評価方針を明確にし、職員の成長のためのフィードバックを実施しています。

グループ制による コミュニケーション

研修と経験

当法人では、職員がコミュニケーションを図りやすい環境を整備するため、グループ制を採用しています。アシュアランス本部を20～30名程度のグループに区分し、グループリーダーが中心となつて身近な上司と同僚とのコミュニケーションを増やし、会計および監査業務における相談や指導の頻度を向上させることで、風通しの良い環境を構築するとともに、職員一人一人が成長できる機会を提供しています。

また、グループリーダーおよびグループの運営委員はコミュニケーションを通じて把握した各職員の経験や知識、能力、強みを最大限に生かせるようにチームメンバーを選任し、調和のとれた監査チームの編成を行っています。

加えて、各監査チームの監査実務において得られた経験や知識は、積極的にグループ内で展開、共有され、監査品質の向上に役立てられています。

研修体制

研修カリキュラム

当法人を含むPwC メンバーファームは、世界中に高品質の監査を提供することを最重要視しています。世界中で一貫した高品質の監査を提供するため、PwCでは、グローバルネットワークレベルで共通した教育研修カリキュラムを開発しています。当法人のパートナーおよび職員は、PwC グローバルネットワーク共通の研修を通じて、PwCが世界で共通して採用する監査アプローチであるPwC Audit およびこれに関連する監査ツールの適用方法、ならびに、監査リスクが高いとされる領域およびその対応手続など、PwC グローバルネットワークで一貫した知識を習得します。当法人のアシュアランスリーダーは、毎期、PwCネットワーク共通の必須研修の未受講者数、およびその対応について、PwC グローバルネットワークに報告しています。

また、当法人は、わが国の法令、会計および監査の基準、税務ならびに品質管理レビューの結果など、当法人独自の研修を実施しています。当法人では、監査に従事するパートナーおよび職員全員を対象として、職業倫理および独立性に関する研修の受講を義務付けている他、職

員の経験年数などに応じて、品質管理、会計および監査の基準、監査アプローチなどといった専門知識に関する研修や、人材育成、およびリーダーシップを体得するために必要となるソフトスキルに関する研修の受講を義務付けています。これに加えて当法人では、情報セキュリティに関する研修も実施しています。業務に必要な語学スキルについては、年間に複数回、レベルチェックの機会を設け、短期間の集中プログラムも実施しています。さらにIFRS（国際財務報告基準）任意適用会社の拡大の可能性に備えて、2017年より、全ての監査業務に従事するパートナーおよび職員へのIFRSの必須研修を実施しています。また、外部からインストラクターを招き、パートナーおよびマネージャーといった組織内のリーダーが率先してリーダーシップとマネジメント力を発揮するために必要なコーチング、リーダーシップ、フォローワーシップを始めとした技術を学び実践していくためのプログラムなども実施しています。

監査業務に従事するパートナーおよび職員は、必須研修を含め年間40時間以上の研修を受講することとしており、その達成状況のモニタリングを実施しています。さらに、研修をより効果的なものとするために、多くの研修において事後

の確認テストを実施しています。また、研修プログラムおよび講師による研修の進め方などに関して、研修受講者からのフィードバックアンケートを実施し、研修の有効性を評価するとともに、さらに実効性の高い研修の実施に生かしています。

オンザジョブトレーニング

監査責任者および主査は、監査業務の監督および査閲ならびに監査チームメンバーと実施した討議を勘案してフィードバックを行うことによって監査チームメンバーの評価・育成を行います。この評価・育成において、適切な職業的懷疑心を発揮して監査業務に当たったか、識別し評価した監査リスクへの対応は適切であったか、適切な文書化を適時に実施したかなど、個々人の業務の品質が重要な要素となります。

PwC ネットワーク内外の異動・出向・転籍

当法人は、例えば品質管理部をはじめとした法人内の他部門への異動はもちろん、PwC ネットワーク内の出向や転籍を可能にする制度を採用しています。これにより、個々人が異なる専門性を身に付けキャリアの幅を広げるとともに、PwC ネットワーク内の活発な人材交流に寄与しています。多様な経験を積み、会計・監査業界をリードしていくための人脈の拡充を図るため、日本公認会計士協会を含む、PwC ネットワーク外の団体または組織等への出向も積極的に行ってています。

今後も、これらのPwC ネットワーク内外での人材交流を拡充し、個々人の専門性のさらなる向上と組織全体の成長・発展に向けて取り組んでいきます。

人事評価

パートナーの人事評価

当法人におけるパートナーの人事評価は、各パートナーが毎年、個人のアクションプランを作成し、そのアクションプランの達成状況の自己評価を行うとともに、パートナー評価委員会が各パートナーの能力を定量的に評価し、経営会議に報告します。経営会議では、その結果に基づいて検討し、パートナーの報酬が決定されています。評価にあたっては、監査業務の品質管理能力を最重要項目に据えて、外部規制当局等の監査業務に対する検査・レビュー結果を反映します。

職員の人事評価

当法人における職員の人事評価は、監査業務の品質および品質管理能力の比重を重視した評価方針や基準を明確にするとともに、職員の成長のために適切な指導やサポートを提供できるように、フィードバックを行っています。

全ての職員は年2回の業績評価とパートナーとの個人面談を行い、業績評価の結果をフィードバックし、良い点および改善すべき点についての意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、職員自身が

設定した目標の達成状況についても自己評価およびコーチングを行い、その結果を昇給、賞与査定に反映しています。

また、個人面談では各職員からの将来の目標や希望、悩みを聞き、法人からの期待を伝えることにより各職員の今後の能力開発や目標設定、モチベーションの向上をサポートしています。

上記の他、各監査チームは、監査業務

の終了後に業績評価のための結果報告会議を監査チームメンバー全員の参加のもとに開催し、被監査会社や監査チームから得られた情報をフィードバックしてチームワークを奨励し、各メンバーの自己責任を促しながら、監査チームがその業務をどのように改善できるかを話し合う機会を持ち、次年度のアクションポイントを完成させ、実行に移しています。

人事担当者からのメッセージ



人事担当
鍵 圭一郎

当法人では、全ての職員がプロフェッショナルとして成長し、より高い品質の監査業務の提供を目指して、職員一人一人が高い意識を持ち、自ら経験や知識、能力を高めることができるように、職員の経験や能力を考慮した戦略的な人材配置を行うとともに、PwCグローバルネットワーク共通の研修の機会を提供しています。また、壁の無いオープンでフラットな雰囲気の執務室、フリーアドレスのデスクを採用し、職員がコミュニケーションを図りやすい環境を整備することで、全ての職員がモチベーションをもって業務に取り組めるように努めています。

監査法人のガバナンス・コードへの 対応状況

監査法人が果たすべき役割

- ・透明性
- ・運営
- ・サステナビリティ



監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

ガバナンス・コードへの対応状況

2017年3月31日に金融庁より公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）は、上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営に関する原則を規定しています。当法人は、この監査法人のガバナンス・コードを採用しています。現時点の各指針に対する当法人の対応状況は、以下の表に記載しています。

原則・指針		説明
監査法人が果たすべき役割	原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
	指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。
	1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。
	1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮せるよう、適切な動機付けを行うべきである。
	1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。
	1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

原則・指針			説明
組織体制	原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
	指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	p.12 経営会議
	2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備 	<p>p.25 不正リスクへの対応</p> <p>p.22 監査の品質管理体制</p> <p>p.34 人事育成方針</p> <p>p.28 監査におけるテクノロジー活用</p> <p>p.30 情報セキュリティ</p>
	2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	p.12 経営会議
	原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
	指針 3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	p.12 監視委員会・諮問委員会
	3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	p.12 諮問委員会
	3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人事育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの情報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	p.12 諮問委員会
	3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	p.12 監視委員会・諮問委員会

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

		原則・指針	説明
業務運営			
	原則4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
	指針4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	p.35 グループ制によるコミュニケーション
	4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	p.37 人事評価
	4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	<p>p.20 監査チームの編成</p> <p>p.34 戦略的な人材配置</p> <p>p.37 人事評価</p>
	4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	p.22 監査の品質管理体制
	4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	p.25 監査ホットライン

		原則・指針	説明
透明性の確保	原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
	指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	「監査品質に関する報告書」
	5-2	<p>監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方 ・経営機関の構成や役割 ・監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>p.2 PwC京都監査法人の基本理念</p> <p>p.26 職業倫理</p> <p>p.26 非監査業務の提供と制限</p> <p>p.12 PwC京都監査法人の組織体制とガバナンス体制</p> <p>p.12 諮問委員会</p> <p>p.12 諮問委員会</p>
	5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	p.12 諮問委員会
	5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	p.12 諮問委員会
	5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	p.12 資本市場の参加者等との対話

上場企業被監査会社 (50音順)

(2017年9月末現在)

アクサスホールディングス(株)	(株)ケア21	(株)ニチイ学館
アズマハウス(株)	KDDI(株)	日東精工(株)
岩井コスモホールディングス(株)	(株)サンマルクホールディングス	日本電産(株)
上原成商事(株)	(株)ジェイエスエス	任天堂(株)
(株)エナリス	(株)ジェイテクト	(株)ハウスドゥ
沖縄セルラー電話(株)	(株)ジェイテック	(株)はるやまホールディングス
(株)京写	(株)JEUGIA	(株)ファルコホールディングス
(株)京進	シライ電子工業(株)	富士機工(株)
京セラ(株)	(株)白鳩	フューチャーベンチャーキャピタル(株)
京都機械工具(株)	ダイベア(株)	(株)平和堂
(株)キング	中外炉工業(株)	幼児活動研究会(株)
クボデラ(株)	(株)トーア紡コーポレーション	(株)ラックランド
(株)クラウディアホールディングス	トーカロ(株)	(株)リアルワールド
(株)ケアサービス	TOWA(株)	(株)レッグス

法人概要

(2017年9月末現在)

人員数	
パートナー	26名
公認会計士	93名
公認会計士試験合格者	36名
その他	109名
合 計	264名

関与会社数	
会社法・金融商品取引法監査	41社
会社法監査	86社
その他	123社
合 計	250社

所在地	
京都	
〒600-8008	
京都市下京区四条通烏丸東入ル	
京都三井ビル7F	
TEL 075-241-1901	FAX 075-241-1902

- 上記人員数には以下の資格保有者がおります。
- ・公認情報システム監査人
 - (試験合格者を含む) 18名
 - ・システム監査技術者 6名
 - ・米国公認会計士等
 - (試験合格者を含む) 12名

東京	
〒105-6105	
東京都港区浜松町2-4-1	
世界貿易センタービル5F	
TEL 03-5733-8960	FAX 03-5733-8961

PricewaterhouseCoopers Kyoto